

## 「札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」 の改正案について

- 1 「札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」とは  
札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）に基づく特定重要公文書の  
利用の請求があった際、利用を制限すべき情報を含む等の理由により、当該文  
書の利用制限等の処分を行う必要がある場合の取扱いの基準を示したもの。

### 【主な記載内容】

- 審査の基本方針
- 利用制限及び制限期間の目安
- 時の経過の考慮
- 部分利用
- 実施機関の意見の参酌
- 本人情報の取扱い 等

## 2 主な改正内容（案）

利用を制限すべき情報に該当する可能性のある情報の種類の例について、公  
文書館開館以降に実施してきた審査の実績を元に、別表に加えるべきと考えら  
れる頻出事例を追加・整理した。

また、種類の追加・整理に当たり、備考についても、記載を詳細化する等の整  
理を行った。

## 3 具体的な改正箇所

別紙資料「札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基  
準（改正案見え消し）」のとおり